

秋田県公報

目 次

公営企業管理規程

○公営企業の組織改革に伴う関係規程の整備等に関する規程
(一・公営企業課)……………1

公営企業管理規程

公営企業の組織改革に伴う関係規程の整備等に関する規程をここに公布する。
平成十八年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県公営企業管理規程第一号

公営企業の組織改革に伴う関係規程の整備等に関する規程(秋田県企業局組織規程の一部改正)

第一条 秋田県企業局組織規程(昭和三十七年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

秋田県公営企業組織規程

第一条中「管理者」を「公営企業管理者」に、「企業局(以下「局」)を「産業経済労働部(秋田県公営企業)の設置等に関する条例(昭和四十一年秋田県条例第五十一号)第三条第二項に規定する産業経済労働部をいう。以下「部」に改める。
第二条を次のように改める。

第二条 部に、公営企業課(以下「課」という。)を置く。

第二条の二中「前条に規定する課に、当該」を「課に、」に改める。

第三条中「第二条に規定する」を削り、同条総務課の項中「総務課」を削り、同項第一号中「局」を「公営企業」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十二号を削り、第十三号

を第十一号とし、同項第十四号中「管理」を削り、同号を同項第十二号とし、同項第十五号から第十八号までを二号ずつ繰り上げ、第十九号を削り、同項に次の四号を加える。

十七 発電所の運転計画、電力需給計画及び電力需給契約に関すること。

十八 発電所の建設に係る各種調査に関すること。

十九 電気事業及び工業用水道事業に関する施設の維持管理、建設及び改良に関すること。

二十 発電事務所及び工業用水道事務所に関すること。

第三条公営企業課の項を削る。

第四条第二項中「秋田県鹿角発電事務所 鹿角市花輪字葉木 秋田県藤里発電事務所 山本郡藤里町藤琴 谷地九十九番地」を「秋田県大館発電事務所 大館市 字三ツ谷脇百十番地の一」

片山町三丁目十四番五号」に、「秋田市仁井田字新中島七百七十番地の三百七十五」を「秋田市仁井田字新中島七百七十番地の十四」を削り、同条第三項中「及び八幡平第二発電所」を、「八幡平第二発電所、素波里発電所、早口発電所及び山瀬発電所」に、「鹿角発電事務所」を「大館発電事務所」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「及び岩見発電所」を「岩見発電所、皆瀬発電所、板戸発電所及び大松川発電所」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を削る。

第五条を削る。

第六条第一号中「物品の出納保管」を「資産の管理」に改め、同条第三号中「発電事務所の維持管理」を「所管する発電施設の運転及び保守」に改め、同条を第五条とする。

第七条から第十五条までを削り、第十六条を第六条とし、第十七条を削る。

第十八条第一号中「物品の出納保管」を「資産の管理」に改め、同条第三号中「附属施設の」の下に「運転、」を加え、同条を第七条とする。

第十九条中「第十六条」を「第六条」に、「に、当該」を「(以下「事務所」という。)に、」に改め、同条を第八条とする。

第二十条第一項中「同表」を「同表の」に、「局、」を「部、」に改め、同項の表第一号中「局長」を「部長」に、「局」を「部」に、「管理者」を「知事」に、「局

の」を「部の」に改め、同表の備考を削り、同条第二項中「同表」を「同表の」に、「局、」を「部、」に改め、同項の表第一号中「局」を「部」に、「局長」を「部長」に改め、「又は」の下に「部長が」を加え、同表第二号中「局」を「部」に、「局の」を「部の」に改め、同表第三号中「公営企業課」を「課」に改め、同表第四号中「総務課」を「課」に、「局内の」を「公営企業に従事する」に改め、同表第九号及び第十号を削り、同条第四項中「もつて」を「もつて」に改め、同条を第九条とする。

(秋田県企業局事務決裁規程の一部改正)

第二条 秋田県企業局事務決裁規程(昭和三十七年秋田県公営企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

秋田県公営企業事務決裁規程

第一条中「企業局の業務」を「公営企業」に改める。

第二条第一号及び第二号中「管理者」を「知事」に、「代わつて」を「代わつて」に改め、同条第五号を削り、同条第四号中「第二十条第三項」を「第九条第三項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「秋田県企業局組織規程」を「秋田県公営企業組織規程」に、「課の」を「公営企業課の」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 部長 秋田県公営企業)の設置等に関する条例(昭和四十一年秋田県条例第五十一号)第三条第二項に規定する産業経済労働部の長をいう。

第二条第六号中「第二十条第一項の表備考」を「第八条」に改める。

第三条の見出し中「管理者」を「知事」に改め、同条第一項中「企業局の業務」を「公営企業に係る事務」に改め、同条第二項中「を例示すると、おおむね次のとおりである」を「とは、公営企業管理規程の制定改廃に関する事項、労働組合との交渉に関する事項並びに秋田県事務決裁規程(昭和五十一年秋田県訓令第7号)別表第一及び別表第二副知事専決事項欄に定める事項に相当する事項とする」に改め、同項各号を削る。

第四条を次のように改める。

(部長、課長及び班長の専決する事項)
第四条 部長の専決する事項は、秋田県事務決裁規程別表第二部長専決事項欄に定める事項に相当する事項とする。

2 課長の専決する事項は、事務所の長に係る旅行命令及び復命、休暇及び職務に専念する義務の免除、時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び特殊勤務、事務引継並びに管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務の確認に関する事項並びに秋田県事務決裁規程別表第二課長・室長専決事項欄に定める事項に相当する事項とする。

3 課の班長の専決する事項は、秋田県事務決裁規程別表第二班長専決事項欄に定める事項に相当する事項とする。
第五条から第六条までを削る。

第七条第一項中「管理者」を「知事」に、「局長」を「部長」に改め、同条第二項中「局長」を「部長」に、「次長とともに」を「部長及び次長が」に、「主務課長が、主務課長もともに不在のときは、総務課長」を「課長」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条を第五条とする。
第七条の二の見出し及び同条第一項中「本局」を「課」に改め、同条第二項中「本局」を「課」に、「局長」を「部長」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に、「第二項中」を「前項中」に、「局長」を「部長」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第六条とする。

第八条の見出し中「専決処理事項」を「専決する事項」に改め、同条第一項を次のように改める。
事務所の長の専決する事項は、非常災害に際し上司の指示を受けるいとまがないときの応急措置に関する事項及び秋田県事務決裁規程別表第三第一号の表所長専決事項欄に定める事項に相当する事項とする。

第八条第二項中「前項第十号に掲げる」を「非常災害に際し上司の指示を受けるいとまがないときの応急措置に関する」に、「専決処理した」を「専決した」に、「管理者」を「知事」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(事務所の班長の専決する事項)

第八条 事務所の班長の専決する事項は、秋田県事務決裁規程別表第三第一号の表班長専決事項欄に定める事項に相当する事項とする。

第九条第一項中「班長」を「当該事務を所掌する班長」に改める。

(秋田県企業局旅費規程の一部改正)
第三条 秋田県企業局旅費規程(昭和三十七年秋田県公営企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

秋田県公営企業旅費規程

第一条中「企業局企業職員」を「企業職員」に改める。
第二条を削る。
第一条の二中「別記様式」を「別に定める様式」に改め、同条を第二条とする。

第三条中「条例」を「職員等の旅費に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第六十三号。次条において「条例」という。)」に、「企業局」を「公営企業」に改める。
第四条中「条例」の下に「の規定」を加える。
附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

別記様式を削る。
(秋田県企業局被服貸与規程の一部改正)
第四条 秋田県企業局被服貸与規程(昭和三十七年秋田県公営企業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

秋田県公営企業被服貸与規程

第一条中「企業局職員」を「企業職員」に改める。
第三条を次のように改める。
(被服の貸与の取扱い)

第三条 この規程に定めるもののほか、企業職員に対する被服の貸与については、知事の事務部局に属する職員に対する被服の貸与の例による。
第四条から第十一条までを削る。

別表二の項中「事務所」を「発電事務所及び工業用水道事務所」に、「本局」を「課」に改め、同表四の項中「本局」を「課」に、

作業帽	一三	
防寒衣	一三	

作業帽	一三	
保安帽	一三	
防寒衣	一三	

同表の備考を次のように改める。
備考 この表において「課」とは、秋田県公営企業組織規程(昭和三十七年秋田県公営企業管理規程第一号)第二条に規定する公営企業課をいう。
様式第一号及び様式第二号を削る。
(秋田県企業局企業職員給与規程の一部改正)
第五条 秋田県企業局企業職員給与規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

雨合羽	一三
-----	----

秋田県企業職員給与規程
第二条の二中「管理者」を「知事」に、「秋田県企業局企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程」を「秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程」に改め、「から第五条まで」を削る。
第三条中「単純労務の職員の給与に関する規程」を「単純労務の職員の給与等に関する規程」に改める。
第四条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条中「局内」を「部内」に改め、「復職し、若しくは再び勤務するに至つた日又は復帰した日以後において」を削り、「給料月額」を「号給」に改め、「昇給期間の短縮を含む。」を削る。

第八条の二の見出しを「(地域手当)」に改め、同条第一項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第二項中「管理者」を「知事」に改める。
第八条の三第二項、第九条第四項及び第九条の二(第三項を除く。)中「管理者」を「知事」に改める。
第十条第一項第四号中「企業業務手当」を「危険業務手当」に改め、同条第二項第一号中「六百五十円」を「それぞれ次に定める額」に改め、同号(一)中「作業」を「作業 次(1)又は(2)に掲げる作業に(1)又は(2)に定める額」に改め、同号(一)に次のように加える。

- (1) 地上又は水面上二十メートル未満の箇所における作業 二百二十円
- (2) 地上又は水面上二十メートル以上の箇所における作業 三百二十円

第十条第二項第一号(一)中「トンネルの坑内」を「マンホール内」に、「作業」を「作業 二百八十円」に改め、同号(二)を削り、同項第三号中「五百五十円」を「三百五十円」に改め、同

項第五号を次のように改める。

五 危険業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給し、その額は、業務に従事した日一日につき六百五十円とする。

(一) 特高压電気機器又は高压電気機器に近接して行う巡視、操作、点検、修繕、調査又は工事監督に係る業務

(二) 高速回転機器又は重量可動機器に近接して行う巡視、点検、修繕、調査又は工事監督に係る業務

(三) 重量機器の点検、修繕、分解又は組立に係る業務

(四) 重量物の運搬、設置又は撤去に係る業務

(五) 高圧力機器の点検、修繕、分解又は組立に係る業務

(六) 高水圧部に近接して行う点検、調査、修繕又は工事監督に係る業務

(七) 水路工作物の巡視、点検、維持管理、調査又は工事監督に係る業務

(八) 取水導水施設、浄水施設若しくは送配水施設又はその他の工業用水道施設の酸欠危険箇所における当該施設の維持管理に係る業務

第十條第四項を削る。

第十一條を削る。

第十一條の二第二項中「管理者」を「知事」に、「一般職員の例による」を「産業経済労働部長が別に定める」に改め、同條を第十一條とする。

第十二條第四項及び第五項中「管理者」を「知事」に改める。

第十三條第二項中「管理者」を「知事」に、「同規程」を「勤務時間規程」に改める。

第十八條第一項中「十級」を「八級」に改め、同條第五項中「四級」を「三級」に改め、同項第一号イ中「十一級及び十級」を「九級及び八級」に改め、同号ロ中「九級及び八級」を「七級及び六級」に改め、同号ハ中「七級及び六級」を「五級及び四級」に改め、同号ニ中「五級及び四級」を「三級」に改め、同條第六項第一号中「六級二十号給」を「五級五十七号給」に改め、同條第七項中「管理者」を「知事」に改める。

第十八條の二第二項から第六項までを削り、同條第七項中「前各項」を「前項」に、「二時差止処分」を「前項の規定による期末手当の支給を一時差止める処分」に改め、同項を同條第二項とする。

第十八條の三中「管理者」を「知事」に改める。

第十九條第一項中「十級」を「八級」に改め、同條第四項中「管理者」を「知事」に改める。

第二十條第一項、第二十一條第二項及び第二十一條の二中「管理者」を「知事」に改める。

第二十一條第一項中「職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第八十号)の適用を受ける職員」を「一般職員」に改める。

第二十一條の二を第二十一條の三とし、第二十一條の次に次の一條を加える。

(修学部分休業の対象となる教育施設)

第二十一條の二 条例第十三條の二第二項の知事が定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

一 学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校

二 学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校

三 学校教育法第八十三条第一項に規定する各種学校

四 前三号に掲げる教育施設に類するものとして知事が定める教育施設

第二十二條第七項中「秋田県企業局企業職員給与規程」を「秋田県企業職員給与規程」に改める。

別表第二中「単純労務の職員の給与に関する規程」を「単純労務の職員の給与等に関する規程」に改める。

別表第四(第二條関係)

企業職給料表(級別標準職務表)

一 一級 主事又は技師の職務

二 二級 困難な業務を行う主事又は技師の職務

三 三級 主任の職務

(一) 主査の職務

四 四級 副主幹の職務

(一) 困難な業務を行う主査の職務

五 五級 主幹の職務

(一) 困難な業務を行う副主幹の職務

六 六級 課長の職務

(一) 事務所の長の職務

(二) 困難な業務を行う主幹の職務

四 高度の専門的知識経験を必要とする業務を所掌する職務

七 七級 (一) 困難な業務を行う課長の職務

(二) 特に高度の専門的知識経験を必要とする業務を所掌する職務

八 八級 次長の職務

九 九級 部長の職務

備考

この表において「事務所」とは、秋田県公営企業組織規程(昭和三十七年秋田県公営企業管理規程第一号)第八條に規定する事務所をいう。

別表第六中「局長」を「部長」に改め、「上席主幹」の下に「大館発電事務所長、秋田発電事務所長」を加え、「藤里発電事務所長、鹿角発電事務所長、秋田発電事務所長及び横手発電事務所長」を削り、同表主席専門員の項及び主任専門員の項を削る。

(秋田県企業局企業職員就業規程の一部改正)

第六條 秋田県企業局企業職員就業規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県企業職員就業規程

第一條中「秋田県企業局企業職員」を「企業職員」に改める。

第二條中「秋田県企業局企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程」を「秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程」に改める。

第三條第一項中「秋田県企業局企業職員服務規程」を「秋田県企業職員服務規程」に、「第二條から第二十一條までに」を「の」に改め、同條第二項中「秋田県企業局企業職員の育児休業等に関する規程」を「秋田県企業職員の育児休業等に関する規程」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 職員の修学部分休業については、秋田県企業職員の修学部分休業に関する規程(平成十七年秋田県公営企業管理規程第六号)の定めるところによる。

第四條中「秋田県企業局企業職員給与規程」を「秋田県企業職員給与規程」に、「秋田県企業局企業職員旅費規程」を「秋田県公営企業旅費規程」に改める。

第五條中「秋田県企業局企業職員安全管理規程」を「秋田県企業職員安全管理規程」に改める。

第七條中「秋田県企業局企業職員服務規程」を「秋田県企業職員服務規程」に改める。

職員服務規程」に、「第二十二條から第三十四條までに」を「の」に改め、同條の次に次の一條を加える。
(褒賞)

第八條 職員の褒賞については、知事の事務部に属する職員に対する褒賞の例による。

(秋田県企業局庁舎管理規程の一部改正)

第七條 秋田県企業局庁舎管理規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第十五号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

秋田県公営企業庁舎管理規程

第一條中「企業局」を「公営企業」に、「事業所」を「公署」に、「及び附属建屋」を「並びにこれらの敷地及び付属物」に改める。

第二條第二項中「事業所」を「公署」に、「もつて」を「もつて」に改める。

第三條から第七條までを削る。

第八條第一項中「一に」を「いづれかに」に改め、同項第三号中「たて看板」を「立看板」に、「掲示」を「掲示し、」に改め、同條第二項中「に当つて必要」を「場合において必要がある」に改め、「ときは」の下に「その許可に必要な」を加え、同條を第三條とする。

第九條中「庁舎」を「、庁舎」に、「の各号の一に該当する」を「に掲げる」に改め、同條第九号中「廊下、車庫、倉庫、昇降機内その他喫煙の設備のない」を「所定の場所以外の」に改め、同條第十号から第十二号までの規定中「以外」の下に「の場所」を加え、同條を第四條とする。

第十條の見出しを「(指示)」に改め、同條中「入つた」を「入つた」に改め、同條を第五條とする。

第十一條の見出しを「(立入の拒否等)」に改め、同條中「一に」を「いづれかに」に、「庁舎への立入を拒み、又は」を「、庁舎への立入りを拒否し、」に、「立退きを求め、もしくは」を「退去を命じ、又は」に改め、同條第一号中「第八條を」第三條第一項に、「その」を「同項各号に掲げる」に改め、同條第二号中「第九條による」を「第四條各号に掲げる」に、「禁止行為をする恐れのある」を「そのおそれが」に改め、同條第三号中「第十一條の規定による」を「前條の」に、「従わなかつた」を「従わなかつた」に改め、同條を第六條とし、本則に次の一條を加える。

(補則)
第七條 この規程に定めるもののほか、庁舎の管理に關し必要な事項は、産業経済労働部長が定める。

(秋田県企業局企業職員服務規程の一部改正)
第八條 秋田県企業局企業職員服務規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第十六号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

秋田県企業職員服務規程

第一章の章名を削る。

第一條を次のように改める。

(趣旨)

第一條 この規程は、企業職員(以下「職員」という。)の服務に關し必要な事項を定めるものとする。

第二條中「職員の服務の宣誓に關する條例」の下に「(昭和二十六年秋田県条例第三号)」を加え、「次の各号に規定する者」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める任命権者等の」に、「署名する」を「署名を行う」に、「次の各号に規定する者に」を「当該任命権者等に」に、「欠けたとき」を「当該任命権者等が欠け」に、「管理者」を「知事」に、「がこれに代る」を「の面前において宣誓する」に改め、同條第一号から第三号までを次のように改める。

一 課長以上の職員並びに発電事務所及び工業用水道事務所の長である職員 知事

二 前号に掲げる職員以外の役付職員 部長

三 前二号に掲げる職員以外の職員 所屬長

第二條第四号を削る。

第三條第一項中「採用された者」の下に「(退職に引き続き地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の四第一項又は第二十八條の五第一項の規定により採用された者を除く。)」を加え、「により、」を「により」に、「総務課長」を「公営企業課長」に改め、同條第二項中「総務課長」を「公営企業課長」に改める。

第四條第二項を次のように改める。

2 前項に規定するもののほか、身分証明書については、秋田県職員服務規程(昭和四十二年秋田県訓令第十二号)第四條(第一項を除く。)の規定の例による。

第五條第二項を次のように改める。

2 前項に規定するもののほか、職員記章については、秋田県職員服務規程第五條(第一項を除く。)の規定の例による。

第五條第三項から第六項までを削る。

第六條の見出しを「(職務免除の承認の申請)」に改め、同條中「職員は、」を削り、「基づき、」を「基づく」に、「を受けようとするとき」を「(次條第二項の規定によるものを除く。)」の申請について、「事前に電子情報処理組織(職員

の服務の管理に關する事務を処理するためのものに限る。以下同じ。)を使用して管理者が指定する電子計算機に備えられたファイルに所要の事項を記録する方法(以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。))により、又は職務免除承認申請書を提出して管理者に申請しなければならない」を「秋田県職員服務規程第十一條の規定の例による」に改め、同條ただし書を削る。

第六條の二第三項中「管理者」を「知事」に改める。

第七條の見出しを「(営利企業等の従事)」に改め、同條第一項中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十八條の規定に基づき、」を「第三十八條第一項の規定による」に、「について許可を受けようとするときは、事前に電子情報処理組織を使用する方法により、又は所屬長の副申を添えた営利企業等の従事許可申請書を提出して総務課長に申請しなければならない」を「の許可の申請及び当該申請の処理については、秋田県職員服務規程第十六條第一項及び第二項の規定の例による」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 前項の許可を受けた職員は、当該許可に係る事由が消滅したときは、秋田県職員服務規程第十六條第三項の規定の例により、その旨を所屬長を経て公営企業課長に届け出なければならない。

第七條第三項を削る。

第七條の三及び第二章を削る。

第七條の二第一項中「職員は、」を削り、「に就こうとするときは、あらかじめ電子情報処理組織を使用する方法により、又は団体等役職員就任承認申請書を提出して総務課長に申請しなければならない」を「への就任の承認の申請及び当該申請の処理については、秋田県職員服務規程第十七條第一項及び第二項の規定の例による」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 前項の承認を受けた職員は、当該承認に係る役職員を離職したときは、秋田県職員服務規程第十七條第三項において準用する同訓令第十六條第三項の規定の例により、その旨を所屬長を経て公営企業課長に届け出なければならない。

第七條の二第三項を削り、同條を第八條とし、同條の次に次の二條を加える。

(当直)

第九條 公署に、当直員を置くものとする。ただし、知事が当直員を置く必要がないと認める公署にあっては、この限りでない。

2 当直は、宿直とし、その勤務時間は、午後五時十五分から

翌日の午前八時三十分までとする。

3 当直員は、次に掲げる事項を処理しなければならない。

- 一 庁舎の保全及び取締りに関すること。
- 二 文書、電報、小包、物品等の受付及び保管に関すること。
- 三 庁舎内外の用務連絡及び来庁者との応接に関すること。
- 四 電気事業及び工業用水道事業に係る機器の監視に関すること。

4 前三項に定めるもののほか、当直に関し必要な事項は、産業経済労働部長が定める。

第十條 この規程に定めるもののほか、職員の仕事については、知事の事務部に属する職員の職務の例による。

第三章及び第四章を削る。

別表を削る。

様式第一号から様式第二十号までを削る。

第九條 秋田県企業局企業職員安全衛生管理規程(昭和五十六年秋田県公営企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県企業職員安全衛生管理規程

目次及び第一章の章名を削る。

第一条中「職員」の下に「(企業職員で常時勤務を要するもののうち、臨時の職員又は非常勤の職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))以外の職員をいう。以下同じ。」を加える。

第二条から第四条まで及び第二章の章名を削る。

第五条に次の一項を加え、同条を第二条とする。

2 職員安全衛生管理者は、産業経済労働部長の職にある者をもって充てる。

第六条及び第七条を削る。

第八条中「総務課長」を「産業経済労働部次長(産業経済労働部次長に事故があるとき又は産業経済労働部次長が欠けたときは、公営企業課長)」に改め、同条を第三条とする。

第九条第一項中「企業局(以下「局」という。))に、」を「職員の安全に係る技術的事項を管理させるため必要と認めるときは、産業経済労働部に」に改め、「置く」の下に「ことが」を加え、同条を第四条とする。

第十条を削る。

第十一条第一項中「局及び本局に、」を「職員の衛生に係る技術的事項を管理させるため必要と認めるときは、産業経済労働部に」に改め、「置く」の下に「ことができる」を加え、同条第二項中「局にあつては局の職員のうちから、本局にあつては本局の」を削り、同条を第五条とする。

第十二条を削る。

第十二条の二第二項及び第二項中「事務所」を「公署」に改め、同条第三項中「事務所」を「公署」に、「安全衛生推進者選任報告書(様式第一号)により」を「その旨を」に改め、同条を第六条とする。

第十二条の三を削る。

第十三条の見出し中「等」を削り、同条中「局及び本局」を「産業経済労働部」に、「置く」を「一名置くことができる」に改め、同条を第七条とする。

第十四条を削る。

第十五条の見出し中「等」を削り、同条第一項中「、局に、」を「必要と認めるときは、産業経済労働部に法第十九条の」に、「を置く」を「(以下「委員会」という。))を置くことができる」に改め、同条第二項を削り、同条を第八条とする。

第十五条の二の見出し中「職員安全衛生委員会等」を「委員会」に改め、同条第一項中「職員安全衛生委員会」を「委員会」に改め、「の各号」を削り、「もつて」を「もつて」に改め、同条第二号中「のうちから公営企業管理者が指定する者五人」を削り、同条第五号中「公営企業管理者」を「知事」に、「四名」を「六名」に改め、同条第六号中「のうちから公営企業管理者が指定する者一人」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第五号及び前項第四号」を「前項第五号」に改め、「者」の下に「のうち四名」を加え、「秋田県企業局職員労働組合」を「秋田県公営企業職員労働組合」に改め、同条を同条第二項とし、同条を第九条とする。

第十五条の三を削る。

第十五条の四中「職員安全衛生委員会及び衛生委員会(以下「委員会」という。))」を「委員会」に改め、同条を第十条とする。

第十五条の五を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(健康の保持増進のための措置)

第十二條 職員の健康の保持増進については、知事の事務部に属する職員に対して講ずる健康の保持増進のための措置の例により必要な措置を講ずるものとする。

第十五条の六、第三章、第四章の章名及び第三十条から第三十二条までを削る。

第三十三条中「規定」を「規程」に改め、同条を第十三条とする。

別表を削る。

様式第一号から様式第四号までを削る。

(秋田県公営企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部改正)

第十條 秋田県公営企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程(昭和六十二年秋田県公営企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県公営企業に關し知事が保有する行政文書の公開等に関する規程

第一条中「以下「条例」という。」を削り、「秋田県公営企業管理者(以下「管理者」という。))」を「公営企業に關し知事」に改める。

第二条を次のように改める。

(行政文書の公開等に関する事務の取扱い)

第二條 公営企業に關し知事が保有する行政文書の公開等に関する事務の取扱いについては、知事が保有する行政文書の公開等に関する規則(昭和六十二年秋田県規則第四十号)の規定の例による。

第三条から第十二条までを削る。

様式第一号から様式第十二号までを削る。

(秋田県企業局企業職員の育児休業等に関する規程の一部改正)

第十一條 秋田県企業局企業職員の育児休業等に関する規程(平成四年秋田県公営企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県企業職員の育児休業等に関する規程

第一条中「企業局企業職員」を「企業職員」に改める。

第二条から第六条までを削る。

第七条第一項中「(以下この項において「調整期間」という。))及び「(以下この項において「復帰の日」という。))」を削り、「又はその日から一年以内の昇給の時期」を「及びその日後における最初の昇給日又はそのいづれかの日」に、「給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る昇給期間を短縮する」を「号給を調整する」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中

第十五条の六、第三章、第四章の章名及び第三十条から第三十二条までを削る。

第三十三条中「規定」を「規程」に改め、同条を第十三条とする。

別表を削る。

様式第一号から様式第四号までを削る。

(秋田県公営企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部改正)

第十條 秋田県公営企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程(昭和六十二年秋田県公営企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県公営企業に關し知事が保有する行政文書の公開等に関する規程

第一条中「以下「条例」という。」を削り、「秋田県公営企業管理者(以下「管理者」という。))」を「公営企業に關し知事」に改める。

第二条を次のように改める。

(行政文書の公開等に関する事務の取扱い)

第二條 公営企業に關し知事が保有する行政文書の公開等に関する事務の取扱いについては、知事が保有する行政文書の公開等に関する規則(昭和六十二年秋田県規則第四十号)の規定の例による。

第三条から第十二条までを削る。

様式第一号から様式第十二号までを削る。

(秋田県企業局企業職員の育児休業等に関する規程の一部改正)

第十一條 秋田県企業局企業職員の育児休業等に関する規程(平成四年秋田県公営企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県企業職員の育児休業等に関する規程

第一条中「企業局企業職員」を「企業職員」に改める。

第二条から第六条までを削る。

第七条第一項中「(以下この項において「調整期間」という。))及び「(以下この項において「復帰の日」という。))」を削り、「又はその日から一年以内の昇給の時期」を「及びその日後における最初の昇給日又はそのいづれかの日」に、「給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る昇給期間を短縮する」を「号給を調整する」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中

第十五条の六、第三章、第四章の章名及び第三十条から第三十二条までを削る。

第三十三条中「規定」を「規程」に改め、同条を第十三条とする。

別表を削る。

様式第一号から様式第四号までを削る。

(秋田県公営企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部改正)

第十條 秋田県公営企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程(昭和六十二年秋田県公営企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県公営企業に關し知事が保有する行政文書の公開等に関する規程

第一条中「以下「条例」という。」を削り、「秋田県公営企業管理者(以下「管理者」という。))」を「公営企業に關し知事」に改める。

第二条を次のように改める。

(行政文書の公開等に関する事務の取扱い)

第二條 公営企業に關し知事が保有する行政文書の公開等に関する事務の取扱いについては、知事が保有する行政文書の公開等に関する規則(昭和六十二年秋田県規則第四十号)の規定の例による。

第三条から第十二条までを削る。

様式第一号から様式第十二号までを削る。

(秋田県企業局企業職員の育児休業等に関する規程の一部改正)

第十一條 秋田県企業局企業職員の育児休業等に関する規程(平成四年秋田県公営企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県企業職員の育児休業等に関する規程

第一条中「企業局企業職員」を「企業職員」に改める。

第二条から第六条までを削る。

第七条第一項中「(以下この項において「調整期間」という。))及び「(以下この項において「復帰の日」という。))」を削り、「又はその日から一年以内の昇給の時期」を「及びその日後における最初の昇給日又はそのいづれかの日」に、「給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る昇給期間を短縮する」を「号給を調整する」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中

「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第二項とする。

第八条中「育児休業条例」を「職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号。以下「育児休業条例」という。）」に改め、同条を第三条とする。

第九条中「管理者」を「知事」に改め、同条を第四条とし、第十条を第五条とする。

第十一条第二項中「管理者」を「知事」に改め、同条を第六条とし、第十二条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（育児休業等に関する事務の取扱い）

第八条 この規程に定めるもののほか、職員の育児休業等に関する事務の取扱いについては、育児休業条例の全部の適用を受ける県職員の例による。

第十三条を削る。

様式第一号から様式第四号までを削る。

（秋田県企業局聴聞に関する規程の一部改正）

第十二条 秋田県企業局聴聞に関する規程（平成六年秋田県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

秋田県公営企業聴聞に関する規程

第一条中「秋田県公営企業管理者（以下「管理者」という。）」を「知事」に改め、「以下「法」という。」及び「以下「条例」という。」を削る。

第二条を次のように改める。
（聴聞の手續）

第二条 聴聞の手續については、秋田県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成六年秋田県規則第五十二号）の規定（第十八条から第二十一条までの規定を除く。）の例による。

第三条から第十七条までを削る。

（秋田県企業局企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正）

第十三条 秋田県企業局企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成七年秋田県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程

第一条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「企業局企業職員」を「企業職員」に、「ことを目的」を「もの」に改め

る。

第三条第一項ただし書中「休憩時間を除き、毎四週間につき一週間当たり十六時間から三十二時間まで（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号）第四条の規定により採用された短時間勤務職員にあつては、三十二時間まで）の範囲内とし、一週間ごとの期間については一日につき八時間を超えない範囲内で割り振るものとする」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。以下「勤務時間条例」という。）（第二条第二項の規定の例により定める）」に改める。

第四条第一項中「管理者」を「知事」に改める。

第五条第一項を次のように改める。
所屬長は、職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務時間条例第五条の規定の例により、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を勤務を命ずる必要がある日に割り振ることができる。

第五条第二項から第四項までを削る。

第六条第四項中「管理者」を「知事」に改める。

第七条の二第三項中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号）」を「勤務時間条例」に改める。

第九条第一項中「である勤務日等」を「である勤務日等（第三条、第四条第二項及び第五条の規定により勤務時間が割り振られた日という。以下この項において同じ。）」に改める。

第十一条第二項中「管理者」を「知事」に改め、同条第三項中「地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社若しくは公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他」を削り、「管理者」を「知事」に改める。

第十二条第二項、第十六条第一項及び第二項並びに第二十条第三項中「管理者」を「知事」に改める。

（秋田県企業局行政文書管理規程の一部改正）

第十四条 秋田県企業局行政文書管理規程（平成九年秋田県公営企業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

秋田県公営企業行政文書管理及び公印取扱規程

目次及び第一章の章名を削る。

第一条中「企業局」を「公営企業」に改め、「管理」の下に「及び公印の取扱い」を加える。

第二条を削る。

第二条の二第一項中「職員は、企業局を「企業職員（以下「職員」という。）は、公営企業」に、「行政文書の」を「行政文書（職員がその分掌する事務に関し職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。第十三条及び第十四条において同じ。）であつて、職員が組織的に用いるものとして、課（公営企業課をいう。以下同じ。）及び所（発電事務所及び工業用水道事務所をいう。以下同じ。）（以下「課所」と総称する。）が保有しているものをいい、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。以下同じ。）」に改め、同条を第二条とする。

第四条の見出し中「総務課長」を「公営企業課長」に改め、同条中「総務課長」を「公営企業課長」に、「課所に」を「所に」に、「課所長」を「所の長（以下「所長」という。）」に改める。

第五条中「課所長」の下に「（課所の長をいう。以下同じ。）」を加える。

第六条第一項中「本局に」を「産業経済労働部に、行政文書の管理の調整及び指導をさせるため、」に、「総務課」を「公営企業課」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「課所に」の下に「行政文書に関する事務の適正かつ円滑な運営を図るため、」を加え、「及び文書副主任」を削り、同項ただし書を削り、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 課所に、文書主任を補佐するため、文書副主任を置き、課所長が職員のうちから指定する。ただし、所長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

第六条第四項及び第五項を削る。

第二章の章名を削る。

第九条から第十一条までを次のように改める。

（行政文書の收受）

第九条 行政文書が課所に到達したときは、知事の事務部局における行政文書の收受の例により、速やかにこれを收受しなければならぬ。

（行政文書の作成）

第十条 行政文書の起案、回議、決裁、回覧、清書、施行等に

については、知事の事務部局における行政文書の起案、回議、決裁、回覧、清書、施行等の例により、これを処理しなければならない。

(行政文書の分類)

第十一條 行政文書は、知事の事務部局における行政文書の分類の例に準じて産業経済労働部長が定めるところにより、これを分類して管理しなければならない。

第十二條から第十三條の二まで、第三章から第七章まで、第八章の章名及び第四十二條を削る。

第四十三條の見出しを「(行政文書の保存期間)」に改め、同条第一項中「行政文書」の下に「(その内容が特に軽易なものを除く。次条第一項において同じ。)」を加え、「とする」を「とし、知事の事務部局における行政文書の保存期間の例により、別に定める行政文書の区分に従い別に定める職員が定めるものとする」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条を第十二條とし、同条の次に次の五條を加える。

(行政文書の保存)

第十三條 事務処理の完了した行政文書は、処理の完了した年度の翌年度の三月三十一日まで、課所の書架等に保管しておかなければならない。

第十四條 課所長は、前項に定める期間を経過した行政文書(保存期間が一年のものを除く。)を所定の書庫に保存しなければならない。

第十五條 電磁的記録の保管及び保存については、産業経済労働部長が別に定めるところによるものとする。

(行政文書の廃棄)

第十六條 課所長は、保存している行政文書の保存期間が経過したときは、速やかにこれを廃棄するものとする。

第十七條 電磁的記録の廃棄については、その種別、情報化の進展の状況等を勘案して、産業経済労働部長が別に定める。

(公印の種類等)

第十八條 公印(公務上作成された文書に使用する印章で、その印影を押すことにより当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。以下同じ。)の種類、書体、形式及び寸法は、別表のとおりとする。

第十九條 公印の作成、改刻及び廃止に関する事務は、公営企業課長が行う。

第二十條 公営企業課長は、公印を作成し、改刻し、又は廃止したときは、公印台帳に登録しなければならない。

4 公印は、別表に掲げる公印の区分に応じ同表に定める公印

保管責任者がこれを適正に管理しなければならない。

(旧公印の提出等)

第二十一條 公印保管責任者(公営企業課長を除く。次項において同じ。)は、改刻又は廃止により不用となった公印を、速やかに公営企業課長に提出しなければならない。

第二十二條 公印保管責任者は、公印を紛失し、又は損傷したときは、速やかに公営企業課長に報告しなければならない。

(公印取扱主任者)

第二十三條 公印保管責任者の指揮を受け、公印の保管、使用その他公印についての必要な事務を処理するため、課所に公印取扱主任者を置く。

第二十四條 公印取扱主任者は、第六條第二項に規定する文書主任をもって充てる。

第二十五條 第四十四條から第四十六條の二まで、第九章の章名及び第四十七條を削る。

第四十八條の見出しを「(補則)」に改め、同条中「管理」の下に「及び公印の取扱い」を加え、「局長」を「産業経済労働部長」に改め、同条を第十八條とする。

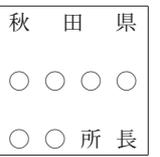
別表第二を削り、別表第一を次のように改める。

別表(第十五條関係)

種類	書体	形式	寸法	公印保管責任者
知事印	楷書	秋田県事 公営企業用	二七ミリメートル平方	公営企業課長
産業経済労働部長印	楷書	秋田県労働経済産業部 公営企業用	二四ミリメートル平方	公営企業課長
公営企業課長印	楷書	秋田県公営企業課	二二ミリメートル平方	公営企業課長

所長印

楷書



二一ミリメートル平方

発電事務所
の長

企業出納員印

楷書



十八ミリメートル平方

公営企業課長

様式第一号から様式第十三号までを削る。
(秋田県公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正)

第十五條 秋田県公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成十三年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県公営企業に關し知事が取り扱う個人情報の保護に關する規程

第一条中「以下「条例」という。」を削り、「秋田県公営企業管理者(以下「管理者」という。)」を「公営企業に關し知事」に改める。

第二条を次のように改める。

(個人情報保護の保護に關する事務の取扱い)

第二条 公営企業に關し知事が取り扱う個人情報の保護に關する事務の取扱いについては、知事の事務部局における個人情報の保護に關する事務の取扱いの例による。

第三条から第十八條までを削る。

様式第一号から様式第十八号までを削る。

(秋田県企業局企業職員修学部分休業に關する規程の一部改正)

第十六條 秋田県企業局企業職員修学部分休業に關する規程(平成十七年秋田県公営企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県企業職員修学部分休業に關する規程

第一条中「企業局企業職員」を「企業職員」に改める。
第二条の見出しを「(承認等)」に改め、同条第一項中「公

営企業管理者(以下「管理者」という。)を「知事」に、「次に」を「秋田県企業職員給与規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号)第二十一条の二各号に」、「職員」を「職員」に、「承諾」を「承認」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「承諾」を「承認」に、「二年間」を「二年間」に改め、同条第三項中「承諾」を「承認」に改める。

第三条を削り、第四条の見出し中「承諾」を「承認」に改め、同条中「管理者」を「知事」に、「承諾」を「承認」に改め、同条を第三条とし、第五条中「管理者」を「知事」に改め、同条を第四条とする。

(秋田県公営企業財務規程の一部改正)

第十七条 秋田県公営企業財務規程(昭和四十三年秋田県公営企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

本則(第二条、第三条、第二十四条、第二十五条、第九十九条の二及び第九十九条を除く。)中「管理者」を「知事」に、「局長」を「部長」に改める。

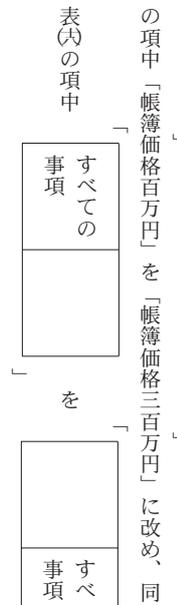
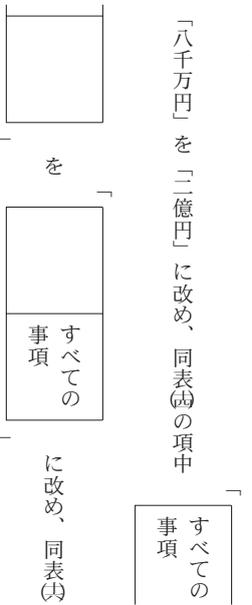
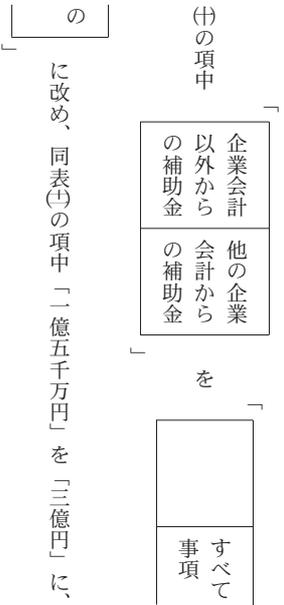
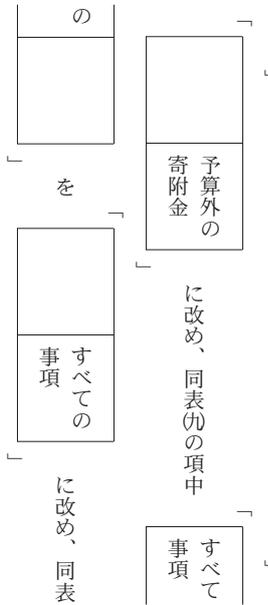
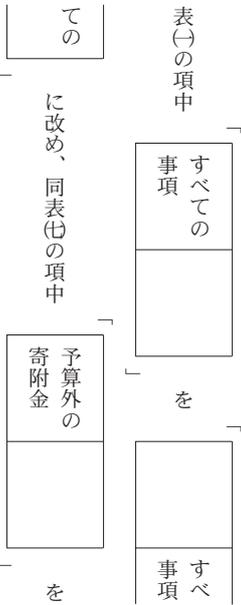
目次中「建設仮勘定」を「建設仮勘定等」に、「第九十六条」を「第九十六条の二」に、「第九十六条の二」を「第九十六条の三」に改め、「第二百七条の三」を削る。

第一条中「企業局」を「公営企業」に、「関して」を「関し」に改める。

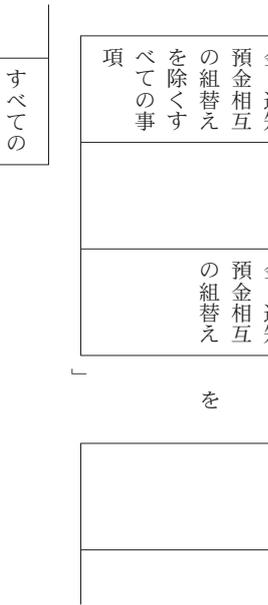
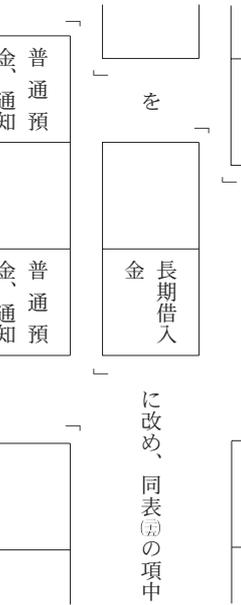
第二条第一号中「局 秋田県公営企業の設置等に関する条例」を「部 秋田県公営企業の設置等に関する条例」に、「企業局」を「産業経済労働部」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「秋田県企業局組織規程」を「秋田県公営企業組織規程」に、「課を」を「公営企業課を」に改め、同条第二号とし、同条第四号中「第二十条第一項の表の備考」を「第四条」に、「事務所」を「発電事務所及び組織規程第六条に規定する工業用水道事務所」に改め、同条を同条第三号とし、同条第五号中「公営企業管理者(以下「管理者」という。)」を「知事」に改め、同条を同条第四号とし、同条第六号中「管理者」を「知事」に改め、同条を同条第五号とし、同条第七号中「管理者」を「知事」に改め、同条を同条第六号とし、同条第八号中「管理者」を「知事」に改め、同条を同条第七号とし、同条第九号中「管理者」を「知事」に改め、同条を同条第八号とし、同条第十号を同条第九号とし、同条第十一号を同条第十号とし、同条第十二号中「本局」を「課」に改め、同条を同条第十一号とする。

第三条中「管理者」を「知事」に、「局長」を「部長」に

に、「局長専決事項」を「部長専決事項」に、「局長の」を「部長の」に改め、同条の表中「管理者専決事項」を「知事専決事項」に、「局長専決事項」を「部長専決事項」に改め、同



に改め、同表(四)の項中



第四条第二項及び第三項中「主務課長」を「課長」に改める。

第五条第一項を削り、同条第二項中「前項に掲げるもののか、」を削り、同項を同条とする。

第六条中「の各号」を削り、同条中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 収入の調定及び納入通知に関すること。

第六条に次の四号を加える。

六 固定資産のうち、取得一件の金額が一千万円未満の土地建物の取得に関すること。

七 一件の帳簿価格が百万円未満の固定資産の不用の決定及び処分に関すること。

八 土地建物の貸付け(行政財産の目的外使用を含む。)で、貸付期間が一年未満のもの又は貸付期間が一年以上で貸付料年額換算一件の金額が百万円未満のもの

九 土地建物の借受けに関すること。

第八條第一項中「本局」を「課」に改め、同条第二項中「総務課長」を「課長」に、「本局」を「課」に改め、同条第六項及び第七項中「本局」を「課」に改める。

第十六條第一項中「主務課長」を「課長」に改め、同条第二項中「所管する事業に係る」を「事業全体の」に改める。

第十八條第一項中「及び総務課長」を削る。

第十九條第一項中「それぞれ主務課長及び」を削る。

第二十二條第一項中「所轄」を削る。

第二十三條第二項中「他の課又は」を削る。

第二十四條第一項中「局長」を「課長」に改め、「金額」の下に「又は執行計画書に定めた各目の金額」を加え、「管理者」を「部長」に改め、同条第二項を削る。

第二十五條中「局長」を「課長」に、「管理者」を「部長」に改める。

第二十五條の三の見出しを「(資金予算表)」に改め、同条第一項中「その所掌に係る」を削り、「資金計画表を毎月二十五日までに総務課長に提出しなければ」を「資金計画表を定め、当該資金計画に基づき地方公営企業法施行規則(昭和二十七年総理府令第七十三号)第十一条の規定による資金予算表を作成しなければ」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第二十九條の二中「総務課長」を「課長」に改める。

第四十七條第一項中「本局」を「課」に、「地方公所の長」を「地方公所の庶務を担当する班長」に改める。

第四十八條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「企業出納員」を「企業出納員」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十一條第一項中「会計年度の末日に整理することができるものとする」を「この限りでない」に改める。

第七十條の二を第七十條の三とし、第七十條の次に次の一条を加える。

(公表)

第七十條の二 令第二十一條の第十四第一項第三号及び第四号に

規定する管理規程で定める手続は、次に定めるとおりとする。

一 県公報への掲載、インターネットの利用その他の方法により、契約の発注の見通しを公表すること。

二 見積書の提出期限の前日から起算して十日前(急を要する場合にあつては、五日前)までに、前号に定める方法により、次に掲げる事項について公表すること。

(一) 買入れをする物品又は提供を受ける役務の仕様その他の明細

(二) 契約に関する事務を担当する課又は地方公所の名称及び所在地

(三) 契約の相手方に必要な資格

(四) 契約の相手方の決定方法

(五) 見積書の提出方法

(六) (一)から(五)までに掲げるもののほか、契約担当者が必要と認める事項

三 契約の相手方を決定した日の翌日から起算して七十二日以内に、第一号に定める方法により、次に掲げる事項について公表すること。

(一) 契約に係る物品又は役務の名称及び数量

(二) 契約に関する事務を担当する課又は地方公所の名称及び所在地

(三) 契約の相手方を決定した日

(四) 契約の相手方の住所及び氏名又は名称

(五) 契約金額

(六) 契約の相手方の決定理由

(七) (一)から(六)までに掲げるもののほか、契約担当者が必要と認める事項

第七十六條第六号中「小額」を「少額」に改める。

第八十六條(見出しを含む。)中「内容及び範囲」を「種類」に改める。

第九十八條第一項中「執行」を「施行」に、「監督員」を「監督員」に改め、同条第二項ただし書中「ところにより書面を省略する」を「場合は、口頭で通知する」に改め、同条第三項中「工事」を「この規程に定めるもののほか、工事」に、「ついで、この規程に定めるもののほか」を「関し」に改める。

第九十九條中「契約担当者は、」の下に「その発注に係る工事が」を加え、「企業局の」を削り、「行なう」を「行う」に、「あり」を「あると認めるとき」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第三百三十六條(見出しを含む。)中「本局」を「課」に改める。

第三百五十二條第一項中「退職手当を除く。」の下に「及び旅費」を加える。

第三百七十二條第一項中「いう」を「いい、その意義は、当該各号に定めるところによる」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項第一号中「販売又は」を削り、同項第二号中「予定」の下に「のもの」を加える。

第三百七十九條の二第一項中「所管換え」を「保管換え」に改める。

第三百八十九條第二項中「課長が」を「課長が、地方公所の所管事務に係る固定資産は地方公所の長が」に改め、同条第三項を削る。

第三百九十三條の三中「課長」の下に「及び地方公所の長」を加える。

「第三節 建設仮勘定」を「第三節 建設仮勘定等」に改める。

第三百九十四條の二第一項中「総務課長」を「課長」に改め、「各号」を削り、同条第二項中「管理者」を「部長」に改め、同条第三項中「管理者」を「知事」に改める。

第三百九十五條第一項中「総務課長」を「課長」に改める。

第三百九十六條の四中「課長」の下に「及び地方公所の長」を加え、同条を第三百九十六條の五とする。

第三百九十六條の三第一項中「課長」の下に「及び地方公所の長」を加え、同条第二項中「課長」の下に「及び地方公所の長」を加え、「コンクリート標柱」を「コンクリート標柱」に改め、同条を第三百九十六條の四とする。

第三百九十六條の二中「課長」の下に「及び地方公所の長」を加え、「ついで地方公所の長を指揮監督するとともに」を「当たつては」に改め、「各号」を削り、同条を第三百九十六條の三とし、第八章第三節中第三百九十六條の次に次の一条を加える。

(除却仮勘定)

第三百九十六條の二 事業廃止から資産撤去等が完了するまでの間は、これを除却仮勘定で整理するものとする。

第三百九十七條中「課長」の下に「及び地方公所の長」を加える。

第三百九十九條中「課長」の下に「及び地方公所の長」を加え、「管理者の決裁を得て、」を削り、「しなければ」を

「し、その旨を企業出納員に報告しなければ」に改める。
第二百五条中「総務課長」を「課長」に改める。
第二百六条中「総務課長」を「課長及び地方公所の長」に改める。
第二百七条を削る。

第二百七条の二中「課長」の下に「及び地方公所の長」を加え、同条を第二百七条とする。

第二百七条の三を削る。

第二百九条中「公営企業課長、」を削り、「総務課長」を「課長」に改める。

第二百十一条中「総務課長」を「課長」に改め、「の各号」を削る。

第二百十二条中「総務課長」を「課長」に、「終わった」を「終わった」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第二百十三条の見出しを「(決算諸表の作成等)」に改め、同条中「総務課長」を「課長」に改める。

第二百十四条の見出しを「(経理状況の報告)」に改め、同条中「総務課長」を「課長」に、「日常取引」を「日常の取引」に、「明確ならしめる」を「明確にする」に、「をもつて」を「現在における」に改め、「までに」の下に「これを」を加える。

第二百五条中「公営企業課長、」を削り、「総務課長」を「課長」に改める。
第二百六条中「別表第五による」を「別に定める」に改める。

別表第二の九の項中「秋田県旅費支給規則」の下に「(昭和二十八年秋田県規則第六十三号)」を加え、「事項」を「書類」に改め、同表12の項中「電信電話公社、」を削る。

別表第三を次のように改める。
別表第三(第八十六条関係)

- 一 土木一式工事
- 二 建築一式工事
- 三 大工工事
- 四 左官工事
- 五 とび・土工・コンクリート工
- 六 石工事
- 七 屋根工事
- 八 電気工事
- 九 管工事

十 タイル・レンガ・ブロック工事

十一 鋼構造物工事

十二 鉄筋工事

十三 ほ装工事

十四 しゅんせつ工事

十五 板金工事

十六 ガラス工事

十七 塗装工事

十八 防水工事

十九 内装仕上工事

二十 機械器具設置工事

二十一 熱絶縁工事

二十二 電気通信工事

二十三 造園工事

二十四 さく井工事

二十五 建具工事

二十六 水道施設工事

二十七 消防施設工事

別表第四(1)工業用水道事業会計勘定科目表固定資産の表中「地方公営企業法施行令」を「令」に改める。
別表第五を削る。
様式第一号から様式第九十五号までを削る。
(秋田県秋田工業用水道自家用電気工作物保安規程の一部改正)

第十八条 秋田県秋田工業用水道自家用電気工作物保安規程(昭和四十五年秋田県公営企業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。
第六条第一項中「行なおう」を「行おう」に改め、同条第四項中「行なう」を「行う」に改め、「検査」の下に「及び審査」を加える。

第七条第二項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条に次の一項を加える。
3 主任技術者は、電気事業法第五十条の二第二項の使用前自主検査、同法第五十二条第二項の溶接自主検査及び同法第五十五条第二項の定期自主検査において、検査の指導又は監督を行うものとする。

第十条第一項中「二に」を「いずれかに」に改め、「場合は、」の下に「その意に反して、これを」を加え、同項第一号中「主任技術者が疾病のため」を「疾病による休暇若しくは」に、「認められた」を「認められる」に改め、同項第二号中「主任技術者が」及び「又は、怠つて」を削り、「認められた」を

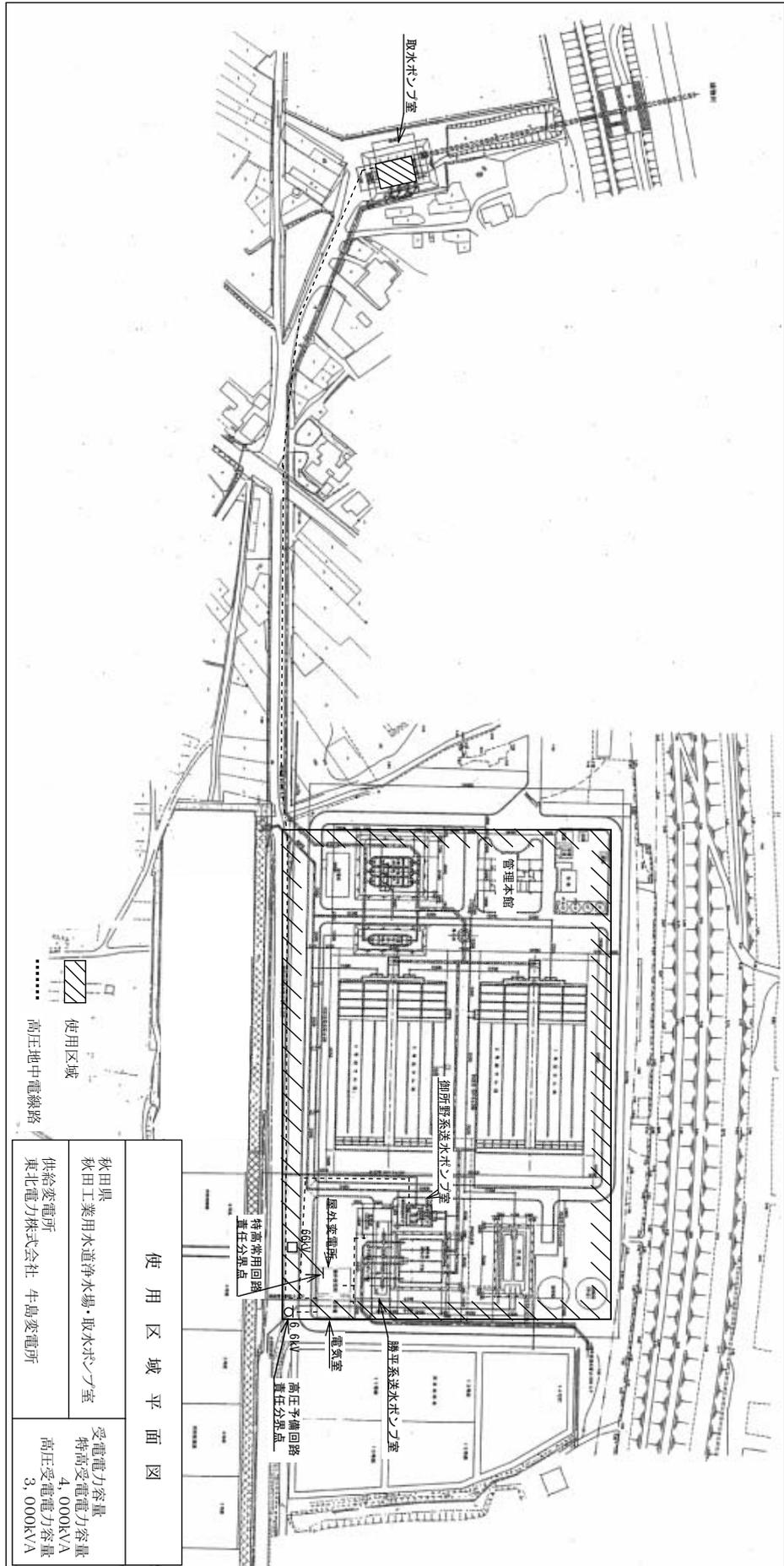
「認められる」に改め、同項第三号中「主任技術者が」を削り、同条第二項を削る。

第十三条第二項中「公営企業管理者(以下「管理者」という。）」を「知事」に改め、同条第三項中「及び本局の」を「と公営企業課との」に、「聴して」を「聴いて」に改める。

第十四条第一項中「管理者」を「産業経済労働部長」に改め、同条第三項中「請負わせる」を「請け負わせる」に、「支障ない」を「支障がない」に改め、同条第四項中「別に」を「別に」に改め、同条第五項中「安全作業心得」を「前項の安全作業心得」に、「の各号」を「に掲げる事項」に改める。

第十五条第二項中「点検手入基準」を「前項の点検手入基準」に、「の各号」を「に掲げる事項」に改め、同条第三項中「点検手入基準に基づき」を削り、「当たつては」の下に「第一項の点検手入基準によるほか」を加え、「管理者」を「知事」に改める。
別図を次のように改める。

別図



(秋田県工業用水道条例施行規程の一部改正)

第十九条 秋田県工業用水道条例施行規程(昭和四十六年秋田県公営企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「あたりの申込使用水量」を「あたりの基本使用水量」に、「三〇〇立方メートル」を「三百立方メートル」に、「行なう」を「行う」に改め、「公営企業管理者(以下「管理者」という。)」を「知事」に改める。

第三条の見出しを「(給水の承認の申請)」に改め、同条中「工業用水の供給」を、「工業用水の供給の承認」に改め、「一日あたりの使用水量の予定を定め、」を削り、「(様式第一号)又は」を「により、基本使用水量を変更しようとする者は」に改め、「(様式第二号)」を削り、「申し込みしなければ」を「申し込まなければ」に改める。

第四条中「前条の予定使用水量の範囲内で一日当たりの使用水量を定めた」及び「(様式第三号)」を削る。

第五条第一項中「(様式第四号)」を削り、同条第二項中「管理者」を「知事」に、「わたつて」を「わたつて」に改め、同条第三項中「規定により」を「規定による」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「これを行なわなければ」を「当該指示に従わなければ」に改める。

第六条第一項中「規定による」を削り、「管理者」を「知事」に改め、同条第二項中「設置」を「設置し、」に改める。

第七条及び第八条中「管理者」を「知事」に改める。

第九条第一項中「(様式第五号)」を削る。

第十条中「(様式第六号)」を削る。

第十一条中「(様式第七号)」を削る。

第十二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「管理者」を「知事」に改め、「(様式第八号)」を削る。

第十五条中「わたつて」を「わたつて」に、「行なわれた」を「行われた」に、「又は使用」を「若しくは使用」に、「日割りをもつて」を、「日割りにより」に改める。

第十七条中「様式第九号」を「別記様式」に改める。

第十九条中「管理者」を「知事」に改め、「給水区域を管轄する事業所が設置されている場合にあつては、当該事業所の長を経由し、正副二部提出するものとする」を「別に定める様式により作成し、工業用水道事務所の長を経由して提出しなければならない」に改める。

様式第一号から様式第八号までを削る。

様式第九号表面中「様式第九号」を「別記様式(別表第五号)」に改める。

「検査員証表面」を

「(第17条関係)」及び

「表」及び「行なう」を「行う」

に改め、「秋田県公営企業管理者」を「秋田県知事」に改め、同様

式裏面中

「表」及び「拭すい」を「拭き」及び「管理

者」を「知事」及び「行なう」を「行う」及び「あつた」を

「あつた」に改め、同様式を別記様式とする。

(秋田県電気事業保安規程の一部改正)

第二十条 秋田県電気事業保安規程(昭和六十年秋田県公営企業管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。

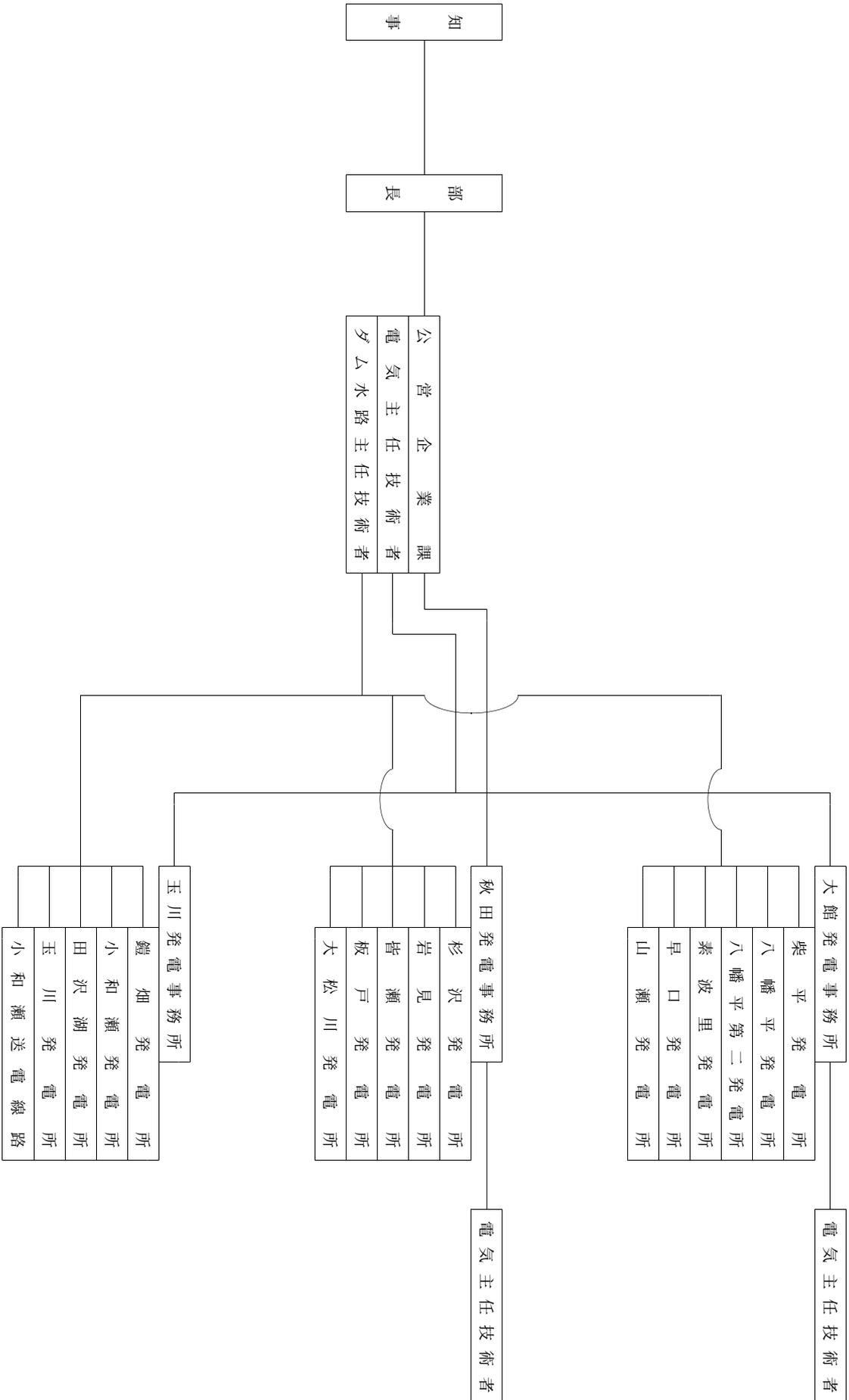
第三条第一項及び第三項中「企業局の本局及び出先機関」を「公営企業」に改める。

第五条第一項中「の各号」を削り、同条第二項の表中「本局」を「公営企業課」に改め、同条第三項中「事業所又は」を「事業所の職員又は当該事業所と」に、「なかから」を「職員の中から」に改める。

第十二条第二項及び第十四条第二号中「別表第五に定める細則によるものとする」を「別に定める」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第1 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安管理組織 (第4条関係)



注 1 大館発電事務所及び秋田発電事務所に係る自家用電気工作物の保安業務のうち電気に関するものは、それぞれ専任の電気主任技術者が所掌する。

2 この表において「部長」とは、秋田県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年秋田県条例第51号)第3条第2項に規定する産業経済部の長をいう(別表第3において同じ。)

別表第二総務課の項を削り、同表公営企業課の項及び発電事務所の項を次のように改める。

公営企業課	1 電気工作物(発電事務所の分掌するものを除く。2において同じ。)の建設、改良及び修繕に係る計画、設計及び工事の施工に関すること。 2 電気工作物の保守管理及び運用に関すること。 3 電気工作物の保安教育に関すること。 4 電気工作物の災害対策に関すること。
発電事務所	1 管内の電気工作物の改良及び修繕に係る計画、設計及び工事の施工に関すること。 2 管内の電気工作物の運転操作、保守管理及び運用に関すること。 3 管内の電気工作物の巡視及び点検に関すること。

- 別表第三局長職の項中「局長職」を「部長職」及び「局長は、管理者」と「部長は、知事」及び「当局的」と「電気事業における」及び「次」を「次」に改め、同項一②及び③を削り、④を①と「同表総務課の項中「局長」を「部長」に「次」を「次」に改め、同項一②を①と「③の次に次のように加える。」
- ③ 主要な電気事故の措置に関する事項
- ④ 職員の教育訓練に関する事項
- 別表第三出先機関所長職の項中「局長(課長)」を「部長及び課長」及び「次」を「次」に改め、
- 別表第四中「公営企業管理者」と「知事」に改め、同表の備考中「公営企業管理者」と「知事」に改め、同表の備考別表第五を削る。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この規程は、公布の日から施行する。
 (秋田県企業局公舎貸与規程等の廃止)
- 2 次に掲げる規程は、廃止する。
 一 秋田県企業局公舎貸与規程(昭和三十七年秋田県公営企業管理規程第七号)

正 誤

- 二 秋田県企業局企業職員表彰規程(昭和三十八年秋田県公営企業管理規程第五号)
- 三 秋田県企業局企業職員身分証明書交付規程(昭和四十一年秋田県公営企業管理規程第十三号)
- 四 秋田県企業局公印取扱規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第十四号)
- 五 秋田県公営企業管理者の職務を行う職員を定める規程(平成十一年秋田県公営企業管理規程第七号)

ページ	段	行	誤	正
			平成十八年三月三十一日(号外第十号)公布人事委員会規則七〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則(原稿誤り)	とし、同項の次に次の一項を加える。
	四	下	二	とし、同項の次に次の一項を加える。
	四	下	二	とし、同項の次に次の一項を加える。
	三	中	(見出しを含む)	の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条中「前条」を「前条第一項又は第二項」に、

発行者 秋 田 県
 秋田市山王四丁目一番一号
 購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者
 印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 862-8766 FAX 863-0005
 E-mail: matsubara@natsubara-sansu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄

